

景観形成基準

【建築物】

■工業系土地利用（工業地）

配置		<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する。 ●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。 ●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。
形態意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ●長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する。 ●まち並みに調和したデザインとする。 ●工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。 ●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。 ●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の建物と調和するようデザインする。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。 ●外階段は建物と一緒に計画するなど、建物本体との調和を図る。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつらえ、ゆとりのあるデザインとする。 ●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。 ●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。 ●明るく親しみやすい色彩を基調とし、周辺との調和を図る。 ●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。
夜間照明		<ul style="list-style-type: none"> ●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。 ●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。